

早期事業再生検討ワーキンググループ御中

2026年1月23日

早期事業再生検討ワーキンググループの中間整理に関する意見等

一般社団法人事業再生実務家協会

第1 ファイナンス・リースに係る債権(各論③)【中間整理22頁】

1(総論について)

(1)(意見)

「ファイナンス・リースに係る債権(=残リース料請求権)のうち一定の要件を満たすものは、「貸付債権等」に含められるべき」という点には賛成である。

ただし、ファイナンス・リースに係る債権が早期事業再生法2条2項の「貸付債権等」に含まれ、確認事業者に対するリース債権が同法2条3項の対象債権になるとしても、リース債権が担保目的によって保全されている場合や少額である場合などは、他の対象債権者を害するおそれがない、または、他の債権者との衡平を害しないとして、一時停止の要請の対象とせずに約定に従った弁済ができること(法6条2項ただし書き)、または、権利変更の対象としないことができること(法13条ただし書き)を、省令ないしQ&A等で明らかにすることが重要である。

(2)(理由)

中間整理22頁にも記載されているとおり「ファイナンス・リース契約は、経済実態としては、リース・ユーザーが、リース会社からリース物件の購入資金の融資を受け、リース料の形で分割弁済するもの。このように、ユーザーに対して金融上の便宜を付与するものと解されている」。そのため、ファイナンス・リース債権は、法的には金融債権の実質を有しており¹、性質上、「貸金債権等」に含まれる。したがって、リース債権も早期事業再生手続の対象債権に含めるべきであると考えられる。

他方で、ファイナンス・リース契約の与信の形態や内容、額などは千差万別であり、リース債権を対象債権とすることの必要性や合理性、さらには、リース債権者の納得感も考慮する必要がある。また、これまで事業再生 ADR 手続を含む準則型私的整理手続ではリース債権は基本的に対象債権としない実務が形成されており、リース債権を対象債権とすることによる実務の混乱や負担増に対して配慮するとともに、事業再生 ADR 手続から早期事業再生手続への円滑な移行に配慮する必要がある。そのため、リース債権が対象債権になるとしても、すべてのリース債権を一律に一時停止要請の対象とし、また、権利変更の対象とすると、早期事業再生手続の実務が混乱したり、事業者の円滑な事業再生の実施に支障が生じたりするおそれがある。

そこで、リース債権を対象債権に含めるとしても、実務の混乱を防ぎ、円滑な事業再生を実施するために、リース債権が担保目的によって保全されている場合や少額の場合には、一時停止要請の対象とせず、また、権利変更の対象とせずに、約定どおりの弁済ができることを明らかにすることが重要である。

¹ 最判平成7年4月14日(民集49巻4号1063頁)は、「ファイナンス・リース契約は、…その実質はユーザーに対して金融上の便宜を付与するものである」とする。

2(対象債権となるファイナンス・リース契約の具体的要件について)

(1)(意見)

「具体的な要件(=対象債権となるファイナンス・リース契約の定義)としては、法人税法の規定を踏まえ、以下の①及び②を充たすものとしてはどうか。」という点にも賛成する。

①契約上、中途解約できず、又はこれに準ずることであること(=中途解約禁止要件) and

②リース利用者が、リース資産に係る取得費用を実質的に負担することとされていること(=フルペイアウト要件) なお、②について、「具体的には、リース料の総額が、リース資産の通常要する取得額の、おおむね 90%超である場合等がこれに該当する。」ことにも賛成する²。

(2)(理由)

対象債権となるファイナンス・リース債権はできるだけ明確であることが、早期事業再生手続の円滑な進行に重要である。そのためには、一定の要件を定めることは有益である。また、法人税法の規定を踏まえることも、実務慣行等³に照らして相当と考えられる。

² なお、理論的には、(各月の)リース物件の使用と(各月の)リース料の支払とは対価関係に立つものではなく、リース利用者がリース資産に係る取得費用を実質的に負担していると評価できる場合には、ファイナンス・リース契約と考えることが出来ることになる(最判平成7年4月14日(民集49巻4号1063頁)参照)。したがって、「リース資産の通常要する取得額の、おおむね 90%超である場合等」の「90%」要件については、「おおむね」が示すように、一定の幅がありうることを、Q&Aで触れることが考えられる。

³ 法人税法の規定は、企業会計上の取扱いを基本にしていると考えられる。そして、最判平成20年12月16日(民集62巻10号2561頁)の田原睦夫裁判官の補足意見は、「ファイナンス・リース取引は、経済取引の一種である以上、その法的性質を検討するに当たっては、企業会計上の取扱いを理解することが不可欠である。」とする。

3(ファイナンス・リース債権を対象債権とする場合に考慮すべき点)

(1)(意見)

ファイナンス・リース契約の与信の形態や内容、額などは千差万別であり、リース債権を対象債権とする場合には、対象債権とすることの必要性や合理性、さらには、リース債権者の納得感も考慮する必要がある。また、リース債権の担保目的は、リース目的物の利用権とする見解もあることから、リース目的物の利用の必要性も考慮することが必要となる。

また、事業再生 ADR 手続や準則型私的整理手続ではこれまでリース債権は基本的に対象債権としない実務が形成されていたが、早期事業再生手続においてリース債権を対象債権とする場合には、これらの実務の混乱や負担増が見込まれることや事業再生 ADR 手続から移行する場合がありうることを想定して、早期事業再生手続におけるリース債権の例外的取り扱いを検討するとともに、事業再生 ADR 手続においても一定の場合にリース債権を対象債権に取り込むことも改めて検討する必要がある。

(2)(具体的対応)

中間整理23頁に記載されているとおり、「ファイナンス・リースに係る債権を対象債権に含める場合、対象債権者が増え、早期事業再生の可能性が高まるケースがある一方で、再生手続を進める実務上の負担等も大きくなるケースもある。対象に含まれると、手続終了までの間、原則として弁済が禁止され、非保全部分について権利変更の対象となるが、以下のような対応を考えられる。」等を検討することは重要である。

具体的対応としては、リース債権が担保評価の範囲内である、または、リース債権が少額債権であるとして、弁済禁止の例外として約定どおりに弁済する方法(法 6 条 2 項ただし書き)や、リース債権の一部に非保全部分があるとしても権利変更の対象としないこと(法 13 条ただし書き)などを認めて、実質的に対象債権から除外する余地を残すことが考えられる。

i (保全部分の弁済)

中間整理23頁に記載のとおり、「①手続中の弁済（ファイナンス・リースに係る債権が担保付債権に該当する場合）弁済禁止の例外（担保付債権の保全部分）として、手続中に弁済を行うことが考えられる（63～66頁参照）。この場合、リース資産の担保評価が問題になり得るところ、事業再生 ADRにおける実務を踏まえ、未払リース料相当額を負債計上し、見合いとしてのリース資産を「その他償却資産」に準じて評定することとすれば、大半のケースでは「適正に算定された未償却残高」によって評定され、担保によっておおむねカバーされると考えられる。（「観察可能な市場価格」がなく、原価法による価格や収益還元法による価格を取得することも困難である場合が多いいため。）」という方法も重要と考えられる。

加えて、リース資産の減価償却として定額法を採用している場合には、その評価額が未払リース料相当額に見合うといえるが、定率法を採用している場合には、その評価額が早期に目減りし、未払リース料相当額の全部をカバーできない可能性が残り、その不足額部分（非保全額部分）の処理が課題となりうる。

ii (少額債権の弁済)

担保評価では、以上のように、未払リース料相当額に担保評価額が不足する場合が生じる可能性が否定できない。したがって、そのような場合を想定すれば、中間整理23頁に記載のとおり、「②権利変更議案に基づく弁済（ファイナンス・リースに係る債権が少額の場合） 残リース料の非保全部分については、権利変更議案において、「少額の対象債権」として「別段の定め」を置くことが考えられる（法第13条ただし書）」とする方法も重要と考えられる。

また、ファイナンス・リースに係る債権が少額の場合の弁済については、権利変更議案に基づく弁済のみならず、権利変更議案の成立前の段階でも弁

済が必要又は相当となる場合も考えられる。そこで、ファイナンス・リースに係る債権が少額の場合⁴には、早期事業再生法6条2項ただし書きに定める「これを弁済しても他の対象債権者を害するおそれがない対象債権として経済産業省令で定めるもの」として弁済することも可能であることを、省令又はQ&Aで、明確にすることが望ましいと考えられる。

第2 プレDIPファイナンスの優先性確認の要件（弁済期、コミットメントラインの終期）（法第69条）【中間整理94頁】

1(はじめに)

中間整理94頁の「プレDIPファイナンスの優先性確認の要件」に記載されている内容について、賛成である。

2(弁済期等について)

(1)(意見)

事業再生ADRの実務上、優先性の確認対象となっている、「弁済期が債権者全員の合意の成立（＝効力発生）が見込まれる日以後である場合」（ケース1）と「コミットメントライン付又は当座貸越の終期が効力発生見込み日以後である場合」（ケース3）に加え、「弁済期が効力発生見込み日以前の場合（ケース2）、コミットメントライン等の終期が効力発生見込み日以前の場合

⁴ リース債権のうち保全部分を法6条2項ただし書きに基づき弁済禁止の例外として弁済し、非保全部分が少額の場合に法13条ただし書きに基づき権利の変更の対象とせず全額を計画弁済する場合は、結果的に全額弁済することになるから、当該リース債権の非保全部分も含めてその全額を弁済禁止の例外として約定どおりに弁済することは許容されるというべきである。そこで、この点を省令ないしQ&Aで明らかにすることが望ましい。また、事務機器リースのように契約に基づくリース債権総額自体が相対的に少額の場合は、法6条2項ただし書きに基づき保全・非保全の区別をするまでもなく（担保評価をするまでもなく）弁済禁止の例外として約定弁済することが許容されるとるべきであり、この点も省令ないしQ&Aで明らかにすることが望ましい。

(ケース4)も早期事業再生法におけるプレ DIP ファイナンスの優先性の確認対象」とすることに賛成である。

(2)(理由)

プレ DIP ファイナンスとして資金の借入れ(ローン)という与信形態がとられる場合、その資金使途は、事業再生計画が立案、成立、履行されるまでの間の運転資金とされることが一般的である。資金使途を運転資金とする場合には、金融実務上、(設備投資資金等にしばしば用いられる)いわゆるタームローンという貸付形態ではなく、期中における運転資金不足を都度補うために、一定の極度額の限度内で借換えを繰り返す、いわゆるコミットメントライン又は当座貸越(アンコミ)という貸付形態がとられることが一般的である。コミットメントライン及び当座貸越(アンコミ)という貸付形態においては、期中の運転資金の不足対応のために、個別貸付・返済・新たな個別貸付・返済というように借換えを都度繰り返すことになるため、特定の個別貸付の弁済期は「債権者全員の合意の成立が見込まれる日」よりも前に到来することになる。現在の事業再生 ADR 手続の実務上は、コミットメント期間及び当座貸越期間を「債権者全員の合意の成立が見込まれる日以後」とすることにより「資金の借入れに係るその借り入れた資金の償還期限が、債権者全員の合意の成立が見込まれる日以後に到来すること」(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則33条1項2号)という要件を充足することにする解釈運用がなされているものの、コミットメントライン及び当座貸越(アンコミ)という貸付形態に対応するよう規定を明確にすることが望ましいと思われる。

また、事案によっては、コミットメント期間及び当座貸越期間を「債権者全員の合意の成立が見込まれる日」よりも前にすることもあり、そのような場合にも、優先性の確認対象とすることが相当である。

3(要望)

(1)(「当該資金の調達がなされるまでの間」の具体的な記載について)

早期事業再生法69条1項は、「確認事業者の資金の借入れ」の「事業の継続に欠くことができない」時期について、「早期事業再生計画に、第十四条第三項第五号に規定する資金の調達に関する事項が記載されている場合には、当該資金の調達がなされるまでの間」と定められている。

この点は、プレDIPファイナンスは、スポンサーによる投融資の入金が現になされる時点(クロージング日)まで必要とされる場合がしばしばあり、優先性が認められるプレDIPファイナンスの時期的範囲を「当該資金の調達がなされるまでの間」と定めたことは非常に適切と考えられる。

この点に関して、「資金の調達に関する事項が記載されている場合」について疑義が生じないように、省令又はQ&Aで具体的な場合を記載頂くことが望ましいと考えられる。

(2)(資金の借入れの範囲(保証などの方法も含まれることを明示))

早期事業再生法69条1項は、「当該確認事業者の資金の借入れが」と定めている。したがって、条文上は、「資金の借入れ」に限定されているようにも考えられる。しかし、現在の事業再生ADR手続等の実務上、いわゆるプレDIPファイナンスは「資金の借入れ」という与信形態に限らず、保証の提供その他の形態の与信の提供も広く見られるところである。現在のプレDIPファイナンスの実務においては「資金の借入れ」にはこれに類似した与信提供も広く含むという解釈運用がなされているが、そのような解釈が認められることを明確にするため、省令又はQ&Aで、「資金の借入れ」という与信形態に限らず、保証の提供その他の形態の与信の提供も含まれることを明確にすることが望ましいと考えられる。

第3 弁済禁止の例外について③(担保付債権の保全部分①)(法第6条第2項)【中間整理65頁】

1(意見)

(1)(弁済禁止の例外について)

「担保付債権の保全部分」については、「弁済禁止の例外」とすることに、賛成である。また、その理由も、中間整理65頁記載の理由に異論はない。

(2)(弁済が許容される場合について)

さらに、「担保付債権の保全部分として弁済が許容される場合として、省令において「弁済が、事業の再生に支障を及ぼさない場合に限る。」との要件を設け」ること、「また、支障を及ぼさない場合として、Q&Aにおいて下記(ア)、(イ)を明確化」することにも、賛成である。

(3)(弁済が「保全部分」に充当される場合について)

なお、「※ただし、(ア)(イ)のいずれの場合であっても、弁済が「保全部分」に充当される場合に限られる。」という点は、重要である。そして、弁済が「保全部分」に充当される場合には、その充当された金額だけ、担保の不可分性にかかわらず、担保保全額(担保で保全されている債権額)を減少させる合意を行うことが必要である(合意によって、担保余剰額が増加する)。そうでないと、保全部分を超える非保全部分があるときは、担保の不可分性から、弁済された額を上限として非保全部分が保全部分(被担保債権)となり、保全部分に対する弁済が実質的に非保全部分の弁済となるからである。

(4)(「事業の再生に支障を及ぼさない場合に限る。」の具体的な内容について)

なお、「弁済が、事業の再生に支障を及ぼさない場合に限る。」の具体的な内容については、例えば、担保目的資産が事業継続に必要不可欠でない場合に、当該不要な資産を処分して、その処分代金で保全債権を弁済するなど、

対象事業者の資金繰りにも悪影響を与えない場合等であると考えられる。これに対して、事業継続に必要であるために処分することができない担保目的資産に係る被担保債権は、たとえ保全部分であっても、その弁済により資金繰りに悪影響を与えることは明らかであるから、「弁済が事業の再生に支障を及ぼさない場合」に該当しないことを Q&A で記載することが望ましいと考えられる。この点、事業継続に必要な資産に係るファイナンス・リース債権について、例外的に弁済できるのと異なる⁵。

第4 一時停止要請が「期限の利益喪失事由」に該当するか【中間整理59頁】

1(意見)

「一時停止要請が「期限の利益喪失事由」に該当するか」について、「銀行取引約定書に基づく「期限の利益喪失事由」の該当・非該当について」「第一に、一時停止要請は、期限の利益喪失事由には当然には該当しないと考えられる。」こと及び「第二に、特に一時停止要請に反対しており、請求失期事由が存在すると考える対象債権者においても、一時停止要請の発出を契機とする失期請求（期限の利益喪失通知）は行わないことが求められる。」ことについて、考え方を Q&A で示すことに賛成である。

また、中間整理59頁の記載の理由についても、異存はない。

⁵ ファイナンス・リース契約におけるリース利用権に対する担保の場合、リース目的の担保価値は時間の経過ないし利用に伴い減価するのに対して、不動産等の担保の場合は、時間の経過ないし担保目的資産の利用に伴う減額は相対的に小さいといえるから、ファイナンス・リース債権の保全部分を弁済することは、不動産担保の保全部分と異なり正当化しうる。

2(理由)

以下に述べるとおり、一時停止要請は、期限の利益喪失事由には該当しない。

(1)(期限の利益喪失事由が認められる場合)

中間整理59頁にも記載のとおり「請求失期事由（銀行の請求により期限の利益が喪失される事由）が認められるのは、債権保全の客観的必要性がある場合に限ると解されている」。

民法137条が「期限の利益の喪失」について定めている。民法137条の趣旨については、「本条が債務者に期限の利益を喪失せしめるゆえんのものは、債務者が、資産を失うとか担保に欠乏をきたすなどにより信用の基礎を失った場合、ないし、債権関係の基調とする信頼関係を破つたときに、債権者がなお期限の到来までその債権の行使ができないものとすることは、債権者にとつて酷であるのみならず、公平の觀念にも反するから、このような場合に、債権者を保護せんとするものである」（注釈民法旧版（4）408頁〔金山正信〕）とされている。信用の基礎を失った場合、ないし、債権関係の基調とする信頼関係を破つたときは、債権保全の客観的必要性がある場合に該当するから、同趣旨であると考えられる。

以上より、「請求失期事由（銀行の請求により期限の利益が喪失される事由）が認められるのは、経済的に窮境に陥って信用の基礎を失って債権保全の客観的必要性がある場合（又は債権関係の基調とする信頼関係を破つたとき）である」と考えられる。

(2)(一時停止要請が「期限の利益喪失事由」に該当しないことについて)

以下に述べるように、中間整理 59 頁記載のとおり、「一時停止要請は、期限の利益喪失事由には当然には該当しないと考えられる。」

i (早期事業再生手続は経済的に窮境に陥る前の早期の手続)

早期事業再生手続は、「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について早期での円滑な事業再生を促す」(法1条)手続である。

したがって、未だ経済的に窮境に陥っていない事業者も、早期事業再生手続を利用できるのであり、一時停止の要請の時点で、対象事業者が常に経済的に窮境に陥っているとは限らないから、一時停止の要請のあることのみをもって、債権保全の客観的必要性があるとは言えない。

ii (一時停止要請は支払停止に該当しない)

事業者が支払停止に陥っている場合は、債権保全の客観的必要性がある場合に該当し、期限の利益喪失事由にも該当すると考えられる。

しかし、以下に述べるとおり、一時停止要請は支払停止に該当しないので、期限の利益喪失事由に当然に該当するとは言えない。

(i)(一時停止要請がなされても、「一般的かつ継続的に債務の支払をすることができない」状態とは言えない)

ア(支払の停止)

「「支払の停止」とは、債務者が、支払能力を欠くために一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないと考えて、その旨を明示的又は默示的に外部に表示する行為」(最判平成24年10月19日(集民241号199頁))とされている。

イ(須藤正彦裁判官の補足意見)

ところで、最判平成24年10月19日(集民241号199頁)の須藤正彦裁判官の補足意見では、「一定規模以上の企業、特に、多額の債務を負い経営難に陥ったが、有用な経営資源があるなどの理由により、再建計画が策定され窮境の解消が図られるような債務整理の場合において、金融機関等に「一

時停止」の通知等がされたりするときは、「支払の停止」の肯定には慎重さが要求されよう。このようなときは、合理的で実現可能性が高く、金融機関等との間で合意に達する蓋然性が高い再建計画が策定、提示されて、これに基づく弁済が予定され、したがって、一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないとはいえないことも少なくないからである。」としている。

ウ(一時停止の要請は、第3条第1項の確認後)

早期事業再生手続においては、一時停止の要請は、早期事業再生法第3条第1項の確認後に行われる。

早期事業再生法第3条第1項の確認においては、「権利変更概要書において記載された当該権利の変更に関する方針が第十一条に規定する権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。」及び「当該権利の変更に関する方針が貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等の一般の利益に適合する見込みがあること。」等の確認が行われている。

したがって、早期事業再生手続における一時停止の要請については、上記補足意見でいうところの「合理的で実現可能性が高く、金融機関等との間で合意に達する蓋然性が高い再建計画が策定、提示されて、これに基づく弁済が予定され、したがって、一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないとはいえない」場合に該当する。したがって、この点からも、一時停止の要請は、支払停止に該当しないと考えられる。

(ii)(一般的かつ継続的に債務の支払をすることができない場合でない 一一時停止要請は対象債権者(金融機関等)に対し行われるだけ)

上記のとおり、「支払の停止」とは、債務者が、支払能力を欠くために一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないと考えて、その旨を明示的又は默示的に外部に表示する行為」である。

しかし、早期事業再生手続においては、一時停止の要請は、対象債権者（金融機関等）に対し行われるだけである。そのため、一時停止の要請がされても、「対象債権者が有する貸付債権」以外の商取引債権等は、約定どおり弁済されることになり、「一般的かつ継続的に債務の支払をすることができない」と考えて…外部に表示」したとは言えない。したがって、この点からも、一時停止の要請は、支払停止に該当しないと考えられる。

(iii) (一時停止要請は債務者が行う表示行為でない)

上記のとおり、「支払の停止」とは、債務者が、支払能力を欠くために一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないと考えて、その旨を明示的又は黙示的に外部に表示する行為」である。

ところで、早期事業再生手続の一時停止の要請は、上記のとおり、指定確認調査機関によって、全ての対象債権者に対し行われる。

したがって、早期事業再生手続の一時停止の要請については、債務者の行為とは言えないから、したがって、この点からも、一時停止の要請は、支払停止に該当しないと考えられる。

(3) (私的整理ガイドライン等の扱い)

i (私的整理ガイドライン)

(法人版)私的整理ガイドライン(平成13年9月)は、日本における準則型私的整理手続の基本となっているものであり、「私的整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融界と産業界を代表する者が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である主要債権者及び対象債権者、企業である債務者、並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。いわば真に再建に値する企業の私的整理に関する金融界・産業

界の経営者間の一般的コンセンサスである。」とされている（私的整理ガイドライン第2(1)）。

私的整理ガイドラインにおいても、「一時停止の通知があつたことのみをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。」（私的整理ガイドライン第6項(1)）と定められており、一時停止の通知は、期限の利益喪失事由には該当しないとされている。そして、他の私的整理の実務もそのような方向で処理されている。なお、早期事業再生手続の一時停止の要請と私的整理ガイドラインの一時停止の通知は基本的に同じものと考えられる。

ii (事業再生 ADR)

また、事業再生 ADRにおいても、一時停止の通知は、期限の利益喪失事由には該当しないとされている（事業再生 ADR のすべて第2版122頁から123頁）。

iii (中小企業版私的整理手続)

さらには、中小企業版私的整理手続においても、再生型私的整理手続について「「一時停止の要請」は、原則的には支払停止にも銀行取引約定書における期限の利益喪失事由にも該当しないと考えられます」（Q&A50）とされている。また、同手続の廃業型私的整理手続についても、「「一時停止の要請」は、対象債権者がこれに応じた場合、原則的には支払停止にも銀行取引約定書における期限の利益喪失事由にも該当しないと考えられます」（Q&A84）とされている。

(4) (一時停止要請の制度趣旨)

以上のとおり、一時停止要請は支払停止に該当しないし、従来の準則型私的整理手続においても一時停止要請は期限の利益の喪失事由に該当しないと解されている。

そもそも、早期事業再生手続は、「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について早期での円滑な事業再生を促す」(法1条)手続であり、未だ経済的に窮境に陥っていない事業者に対して、早期事業再生を促す制度である。そして、一時停止の要請は、資金繰り上、経済的窮境に陥っている事業者が資金繰りの安定化を目的に発出しているのではなく、指定確認調査機関が、早期事業再生計画を作成し成立させるための手続の場と時間を確保するために、対象債権者に対して発出しているのである。より具体的には、手続期間中の対象債権者による個別権利の行使を停止させることにより、計画成立までの間の対象事業者の資金繰り及び事業の継続の安定化並びに責任財産の保全を図るとともに、計画に基づく対象債権者に対する経済合理性のある公正で公平な弁済を実現し、円滑な事業再生を図るための措置である。したがって、指定確認調査機関の発出する一時停止の要請は、対象事業者の資金繰りが破綻し経済的窮境にあることを対象債権者に表示するものでなければ、対象債権者にとって債権保全の客観的必要性のあることを示す事実でもない。

以上のとおり、指定確認調査機関による対象債権者に対する一時停止の要請が、対象事業者の支払停止ではないことはもちろん、対象債権者にとって、債権保全の客観的必要性のあることを示す事実でないことは、その制度趣旨に照らして明らかである。

第5 一時停止要請を理由とする「預金拘束」について(中間整理61頁)

1(意見)

上記のとおり、早期事業再生手続は対象事業者が経済的に窮境に陥る前から早期に事業再生手続を開始することが期待される手續であり、一時停止の要請の時点で、対象事業者が経済的に窮境に陥っているとは限らないから、一時停止の要請が直ちに期限の利益喪失事由に該当することはない。したがって、一時停止要請を理由とした「預金拘束」は認められない。

また、一時停止要請は期限の利益喪失事由ではないから、一時停止要請を理由に期限の利益を請求喪失させたうえで預金拘束を行うことも認められない。

さらに、一時停止要請以前に、対象事業者について期限の利益の請求喪失事由が既に生じていた場合に、一時停止要請がなされたことを契機に既に存在した請求喪失事由をもって期限の利益を請求喪失させたうえで、預金拘束をすることも、中間整理 61 頁にも記載されているとおり、「特に事業の決済に用いられている預金が金融機関に拘束されると、確認事業者の運転資金が枯渇し、その事業継続が困難となる。対象債権者においてこのような事態を生じさせることは、債権者間の公平を図りつつ、責任財産を保全した上で円滑な事業再生を図るという早期事業再生手続の趣旨に反し、適切でないこと」は明白である。

加えて、一時停止要請は、上記のとおり、手続期間中の対象債権者による個別権利の行使を停止させることにより、計画成立までの間の対象事業者の資金繰り及び事業の継続の安定化並びに責任財産の保全を図るとともに、計画に基づく対象債権者に対する経済合理性のある公正で公平な弁済を実現し、円滑な事業再生を図るための措置である。そして、公正かつ中立な指定確認調査機関が、早期事業再生手続を開始することが相当と判断して、対象債権者に対して発出したものであるにもかかわらず、一時停止要請を契

機に期限の利益を請求喪失させて預金を拘束することは、事業の継続を困難にし、指定確認調査機関の判断を無に帰するものであり、「事業者の円滑な事業再生の実施を図ることを目的とする」早期事業再生法の目的に反するものであって、正当化は困難であると言わざるを得ない。

2(要望)

(1)(要望内容)

したがって、【Q&Aにおいて明確化】については、「対象債権者においては、一時停止要請について同意しているか否かにかかわらず、一時停止要請が行われたことだけを理由に安易に取引口座等の停止をしないことが求められる。」と記載することが重要である。さらには、決済性の預金を正当な理由なくして払い戻しを拒絶することは金融機関の債務不履行になると解されている⁶から、上記のとおり、「一時停止要請を契機とする「預金拘束」は、金融機関の債務不履行となる又はなり得ることを【Q&Aにおいて明確化】することも考えられる。

⁶ 伊藤眞「危機時期における預金拘束の適法性—近時の下級審裁判例を素材として」(金融法務事情 1835 号 11 頁)は、「普通預金のような要求払預金については、銀行は、預金者から適時かつ適式に払戻しが求められれば、直ちにそれに応ずべき義務を負っているはずである。それにもかかわらず、預金債権の債務者である銀行が、その一方的な行為によって預金の払戻しを拒絶し、預金債権を拘束することが、いかなる理由によって正当化されるのであろうか。仮にその正当化根拠を見い出すことができないとすれば、預金拘束は、私法上の債務不履行または不法行為となるにとどまらず、銀行業務のコンプライアンス(法令遵守)という公法的視点からも問題となるであろう。」とする。

第6 「労働組合等への通知(要否、手続、内容)」(中間整理72頁) について

1(意見)

「労働組合等への通知(要否、手續、内容)」(中間整理72頁)記載の下記各内容について、賛成する。

「事業者から労働組合等への通知が必要な場合と、通知する内容、手續は、下記のとおりとしてはどうか。」

- ・ 通知が必要な場合：事業者が、「雇用者数の減少や賃金の減額が生じる見込み」ありと判断し、早期事業再生計画に記載する場合（もし、通知が必要な場合に通知しなかった場合には、確認の取消となる）
- ・ 通知する内容：雇用者数の減少または賃金の減額が見込まれている旨と、その内容、スケジュール（見込み）
- ・ 通知に伴う手續：早期事業再生計画に労働組合等との協議の結果又は協議を行う予定の時期（対象債権者集会までの間）を記載する（「予定の時期」の場合は、その後、指定確認調査機関に対して、その時期に協議を実施した旨及び協議の内容の報告を求める）。また、労働組合等から指定確認調査機関への情報共有も可能とする。指定確認調査機関は、確認事業者が誠実でないことが明らかな場合（例：労働関係変更を行うに至った事情の説明が全くない場合）には、事業者に対して誠実な協議を実施するよう指導する。

2(要望)

早期事業再生手続において、「従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されること」及び「早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合は、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得る」ことが重要であるが、将来の従業員の雇用や労働条件に対する影響の

内容や程度は事案によって異なり、早期事業再生計画案に記載できる内容や程度も事案によって異なる。また、迅速に早期事業再生計画を成立させて計画を実行することは、従業員の雇用や労働条件を維持し、従業員に及ぼす不利益を最小化するためにも極めて重要であるから、従業員の雇用や労働条件に対する影響が見込まれる場合でも早期の計画成立が望ましい。

そこで、早期事業再生手続の円滑な進行と早期事業再生計画の早期の成立のために、早期事業再生計画への従業員の雇用や労働条件の変更等に関する記載内容、労働組合等への通知内容、労働組合等との協議結果等の記載内容について、個別の事案に応じた、適切な内容を Q&A 等で紹介することが望ましい。

第 7 議決権の額の評価方法(法第 19 条第 1 項第 3 号)(中間整理 91 頁)

1(意見)

議決権の額の具体的な評価方法について、Q&A において示すことについては、賛成である。また、「(a)確認時に発生が確定していない将来の請求権」及び「(b)確認時に条件成就が確定していない条件付債権」については、「原則として議決権はゼロとする」ことについても異存はない。

しかし、「(c)確認時に弁済期の到来が確定していない不定期限付債権」については、「原則として議決権はゼロとする」ことには、疑問がある。例えば、「原則として議決権は債権額の2分の1とする」とこととしてはどうか。

2(理由)

不定期限付債権は、「A が債務超過を解消したら支払う」という債務のように、履行期が A の債務超過の解消という不確定な期限事實をもって定

められている場合を言い、その事実の発生した時が履行期限（不定期限）としての意義を有する。

「(a)確認時に発生が確定していない将来の請求権」及び「(b)確認時に条件成就が確定していない条件付債権」については、評価時点である「法第3条の確認時」においては対象債権は発生しておらず、また、今後発生するかどうかも不明である。したがって、「原則として議決権はゼロとする」ことで異存はない。

これに対して、「確認時に弁済期の到来が確定していない不定期限付債権」については、評価時点である「法第3条の確認時」において債権は発生しており、ただ、弁済期が不明であるにとどまる。そうである以上、「原則として議決権はゼロとする」ことに合理性があるか疑問の余地がある。そして、評価時において債権が発生していることを重視すれば、「原則として議決権は債権額の全額とする」ことも考えられるが、弁済期が不明であることを考慮して、「原則として議決権は債権額の2分の1とする」こととしてはどうか。

第8 その他

以上に記載した内容以外の点については、中間整理に記載された内容に賛成である。

(以上)